長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表総務課の項中第31号を第36号とし、第30号の次に次の5号を加える。

- (31) 事務の合理化に関すること。
- (32) 電算システム(事務用システム及び標準システム)の維持管理に関すること。
- (33) 情報セキュリティに関すること。
- (34) 個人番号制度に関すること。
- (35) 市町との連絡調整に関すること。

別表保険管理課の項第8号を次のように改める。

(8) 医療費推計に関すること。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。